

茨城県立医療大学附属病院診療材料・医療機器管理委員会要綱

(平成15年5月12日施行)

改正平成19年 4月 9日

平成29年11月12日

令和 元年 5月 1日

(目的)

第1条 この要綱は茨城県立医療大学附属病院委員会設置規程に基づき、附属病院診療材料・医療機器管理委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 診療部医師
- (2) 看護部副部長及び看護師長
- (3) リハビリテーション部各科長
- (4) 医療技術部各科長
- (5) 病院管理課員(会計担当)
- (6) 病院長が選任する医療機器安全管理責任者

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(協議事項)

第3条 委員会は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 新規採用診療材料・備品の調査及び選定に関する事。
- (2) 診療材料・備品の適正な使用及び選定に関する事。
- (3) 既採用診療材料・備品の削除・廃棄に関する事。
- (4) 備品の購入要求及び優先順位に関する事。
- (5) 医療機器の安全管理に関する事。
- (6) その他診療材料・医療機器安全管理に関し必要と認める事。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、病院長が指名する者をもってこれに充てる。

2 委員会には委員のうちから互選された副委員長を置き、委員長に事故あるときはその職務を代行するものとする。

(会議)

第5条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は定期委員会として3月ごとに開くことを原則とし、そのほか委員長が必要と認めるとき随時開催することができる。

(会議の成立)

第6条 委員会は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員が部会に出席不可能なときは、所属部署から代理者を出席させることができる。

(構成員以外の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは委員以外の職員等を委員会へ出席させ、協議事項の説

明を求め、意見を述べさせることができる。

(診療材料の新規採用)

第8条 診療材料の本採用については、様式第1号「診療材料採用伺書」を委員長あてに提出する。

2 委員長はそれを委員会の審議に付し、承認された場合本採用となる。

(診療材料の臨時使用)

第9条 緊急に必要と認められる診療材料については、様式第1号「診療材料購入依頼書」を作成し、委員長の承認をもって臨時使用診療材料とすることができる。

(備品の新規購入)

第10条 備品の新規購入希望に対しては様式第2号「備品購入依頼書」を委員長あてに提出し、委員会で審議の上、優先順位を決定する。審議の場合は過去の購入実績も考慮する。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるほか、委員会の会議運営に関する必要な事項については、委員長が別に定める。

(議事録)

第12条 議事録は事務局が作成し、委員長がこれを確認し、事務局がこれを保管する。

2 議事録の一部を院長に提出し、もって報告に代えるものとする。

(周知)

第13条 委員会での審議結果については各部署に報告する。ただし、審議内容によってはこの限りでない。

(事務)

第14条 委員会に関する事務は病院管理課で処理する。

付 則

この要綱は、平成15年 5月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年 4月 9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年11月12日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 元年 5月 1日から施行する。

様式第1号

診療材料 採用伺書
 購入依頼書

令和 年 月 日

診療材料・医療機器管理委員長 殿

部門名

部長

印

担当者

印

下記診療材料を使用したく伺いを致します。

記

診療材料名	
規格	
メーカー名	
価格	
保険適応の有無	
使用見込み数量	
購入比較品	
削除可能な診療材料	
使用理由	

診療材料委員会	年 月 日	採 否
---------	-------	-----

注：(1)カタログを添付すること。

(2)使用見込み数量はできるだけ正確に記入すること。

(3)メーカーを指定する場合は、比較結果も理由に記載すること。

様式第2号

備品購入依頼書

部門名 _____ 部長 _____ 印 要求者氏名 _____ 印

配置場所 付属病院 _____ 階 _____ 室

備品名	
用途	
メーカー名	
規格・品質 (型式等)	
選定理由	
定価	
特記事項	

- *用途及び選定（指定）理由は、なるべく詳しく記入すること。
- *特記事項は設置工事を含む場合等に記入すること。
- *仕様書及びカタログを添付すること。
- *高価なものについては、メーカー及び機種、銘柄比較検討表も併せて作成のこと。